

平成28年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
高校教育課	滋賀県立高等学校総合 学科設置校学事システ ム提供業務委託	滋賀県立高等学校総合 学科設置校学事システム 提供業務	平成28年10月14日 ～ 平成33年8月31日	株式会社システムディ	18,941,526	システムの運用性や操作性、サーバの設置状況 など、技術力やセキュリティなどの要素を評価す る必要があり、競争入札に適しないことから、プ ロポーザル方式により契約の相手方を選定した ため。 ※債務負担行為を含む契約	2	4